## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
  - (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
  - (3) 報酬と次号に定める費用は、明確に区分する。
  - (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。
- 第3条 役員等の報酬は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 役員 定款第25条に定める報酬等は支給しない。
  - (2) 評議員 定款第10条に定めるとおり報酬等は支給しない。

(費用)

- 第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席した場合は、別に定める費用弁償に関する規程に定める費用弁償の額を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 本会は、本規程を社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規定に基づき公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に 定める。

附則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。